

サンプル1
一般的な見積り

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
1										この欄には備考(原価、割引率等)を記入する。
1			手すり	木製丸棒手すり デインプル付き	●●●社製 500mm	0.8	本	2,000	1,600	
1			手すり	手すり補強板	●●●社製 500mm	1	本	2,200	2,200	
1	1	玄関	手すり	エンドブラケット ゴールド	●●●社製	2	個	1,500	3,000	
1	1	玄関	手すり	コーナーブラケット	1個あたりの金額が500円未満の部材(釘やネジ等)や、 使う量が明記できないもの(少量だけ使う接着剤等)は、 施工費に含めて構わない。	1	個	2,000	2,000	
1	1	玄関	手すり	施工費		1	式	10,000	10,000	
2	2~3	1Fトイレ	床	フローリング材	●●●社製 13mm	3	㎡	25,000	75,000	
2	2~3	1Fトイレ	床	根太・コンパネ	●●●社製	3	㎡	3,000	9,000	
2	2~3	1Fトイレ	床	副資材費	専用接着剤等	3	㎡	1,200	3,600	
2	2~3	1Fトイレ	床	施工費		3	㎡	4,000	12,000	
2	2~3	1Fトイレ	床	既存床解体・廃材処分費		1	式	10,000	10,000	
				小計					128,400	
				諸経費	諸経費に含むことができるもの ・資材運搬費 ・現場養生、現場管理費 ・廃材処分費 (別に項目を設けても構わない)				2,100	
				値引き					-870	
				合計	工事に係る費用以外(書類作成等の手数料、 写真の印刷費、領収書の印紙代等)は介護給付の 対象にならないため、被保険者に請求する場合は 別に項目を設ける。				129,630	列の幅や並び順、文字のサイズ、 用紙の向き等は、分かりやすい よう適宜変えて構わない。
				消費税					10,370	
				総合計					140,000	

(※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え
(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

サンプル2
介護給付対象外の工事を含む場合

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
5	1~2	トイレ	便器	便器	●●●社製	0.8	本	2,000	1,600	
5	1~2	トイレ	便器	タンク	●●●社製	1	本	2,200	2,200	
5	1~2	トイレ	便器	ウォシュレット・暖房付き便座	●●●社製	2	個	1,500	3,000	
5	1~2	トイレ	便器	便器・タンク・便座取付施工費		1	式	28,000	28,000	
5	1~2	トイレ	便器	給配水管接続		1	個	2,000	2,000	
		トイレ	便器	ウォシュレット用コンセント配線		1	式	10,000	10,000	介護給付対象外
		トイレ	照明	電球	●●●社製 500W	2	個	500	1,000	介護給付対象外
		トイレ	照明	電球取付費		1	式	1,500	1,500	介護給付対象外
				小計					49,300	
				諸経費					2,100	
				調整値引き					-11	
				合計					51,389	
				消費税					4,111	
				総合計					55,500	

給付対象外工事の場合は、
種類・写真番号を記入しない。

給付対象外工事の場合は、
算出根拠欄に
「介護給付対象外」と記入する。

(※1)住宅改修の種類：(1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え
(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

サンプル3
介護給付対象外の工事を含む場合(ユニットバス等)

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
2, 3, 4	1~9	浴室	ユニットバス	ユニットバス 床部分	●●●社製 ▲▲モデル	1	式	120,000	120,000	
2, 3, 4	1~9	浴室	ユニットバス	ユニットバス 浴槽部分		1	式	70,000	270,000	
2, 3, 4	1~9	浴室	ユニットバス	ユニットバス 扉部分		1	式	60,000	60,000	
		浴室	ユニットバス	ユニットバス 上記以外(壁、天井、鏡台等)		1	式	50,000	550,000	介護給付対象外
2, 3, 4	1~9	浴室	ユニットバス	取付施工費(給付対象部分)		1	式	135,000	135,000	¥300,000×45%(対象割合)
2, 3, 4	1~9	浴室	ユニットバス	解体・廃材処分費(給付対象部分)		1	式	18,000	18,000	¥40,000×45%(対象割合)
		浴室	ユニットバス	取付施工費(給付対象外部分)		1	式	165,000	165,000	介護給付対象外
		浴室	ユニットバス	解体・廃材処分費(給付対象外部分)		1	式	22,000	22,000	介護給付対象外
				申請手数料		1	式	15,000	15,000	介護給付対象外
				小計					1,355,000	
				諸経費					80,000	
				出精値引き					-150,000	
				調整値引き					-740	
				合計					1,284,260	
				消費税					102,740	
				総合計					1,387,000	

“ ”
ユニットバスなど、部材費一式の中に対象外部分を含む場合は、対象部分とそれ以外で金額を按分して、それぞれ記入する。

施工費や廃材処分費なども、対象部分とそれ以外に係る分とで金額を按分した場合は、対象部分のみ給付対象となる。(按分できない場合は、すべて給付対象外)

申請に係る手数料は介護保険の給付対象とはならないが、給付対象外の費目として請求することは差し支えない。

(※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること